

## 第4回

# 世田谷区本庁舎等整備に係る区民利用施設 総合運営計画策定検討委員会 資料

# (1) 今後の進め方

# (1) 今後の進め方

## ■ 第5回検討委員会に向けた進め方

### 第4回検討委員会

引き続き、基本理念と運営組織について、議論していきます

### 第5回検討委員会

これまでに話し合った内容をまとめ、素案としてお示しします

#### 基本理念・基本方針・ 実現に向けた取組み

- ・ ワーキンググループで話し合った結果をお示し、内容を固めていきます

#### 運営組織

- ・ いくつか考えられるパターンをお示しします
- ・ イメージを具体化していくためのご意見をお伺いします

#### 総合運営計画 素案

- ・ 区民利用施設について
- ・ 計画の背景
- ・ 基本理念と基本方針
- ・ 実現に向けた取組み
- ・ 活動イメージ
- ・ 組織イメージ

#### 区民ワークショップ

# (1) 今後の進め方

## ■ 令和5年度以降の検討について

- 総合運営計画をベースとして、エリアごとに分かれて、令和5年度以降、ワーキンググループや勉強会などで、引き続き検討委員の皆様などのご意見を継続的に取り入れながら、施設の開設に向けて、準備を進めてまいります。（部門の分け方、メンバー等は検討中です）



## (2) 基本理念・方針・ 実現に向けた取り組みについて

## (2) 基本理念・方針・実現に向けた取り組みについて

### ■ 第3回検討委員会を受けて

第3回検討委員会でいただいたご意見に加え、委員の皆様から「区民利用施設総合運営計画における基本理念・方針・目標（案）に関する意見票」のご提出をいただきました。

これらのご意見をもとに、委員長、副委員長と清水委員、佐藤委員、片桐委員の5名によるワーキンググループを開催し、「基本理念・方針・目標」の修正案を作成しました。

## (2) 基本理念・方針・目標の修正案について

### ■ 基本理念・基本方針・実現に向けた取り組み 体系図（修正案）

#### 基本理念

区民や市民活動団体と区が協働して、多様な人々がともに支えあい、交流し、心豊かな住みやすい暮らしを実現する

#### 基本方針

多様な人々の交流を促進する場をつくる

文化・芸術によって暮らしを豊かにする

みどりで多様な主体をつなぎ、心潤う環境をつくる

#### 実現に向けた取り組み

区民、市民活動団体、区等が協働し、地域と連携する一体的な運営組織をつくる

つなぎ役を設置する

区民が主体的に関わる事業を実施する

誰もが使える、憩える空間をつくる

地域と連携した事業を実施する

## (2) 基本理念・方針・実現に向けた取り組みについて

### ■ 「基本理念」に関する意見（抜粋）

#### 【前提】

- ・ 区民と区役所が一体として運用していくということ、誰がいつ来ても居心地が良いということが、建物に反映されているはず。すでに合意されている建物のコンセプトを取りこぼしなく表現できるのかということが基本理念・方針だと思う。
- ・ 基本構想から「市民活動の象徴」ということがあり、それが踏まえられている。書き出しの部分で、これまでの検討が踏まえられているということが分かると良い。

#### 【多様性、共生社会】

- ・ 共生（共生社会）、創造性、持続可能性。
- ・ 多様な、共にといった表現の方が良い。
- ・ 「多様性」を認め合った上で「共に」歩もうというメッセージを込めたい。

#### 【区民、市民活動団体、区職員が連携して取り組む】

- ・ 区役所と区民が一緒になって、最終的には区民が主体となる空間。
- ・ 区民・市民活動団体・区職員は、互いを理解し尊重しあって、協働すること。
- ・ 地域との連携の話題が良く出るが、どのように市民や地域団体と関わるのかを明確にする。

#### 【汽水域】

- ・ 「汽水域」の概念をどのように区民に理解してもらうか、もっと丁寧に「明記」していただきたい。



## (2) 基本理念・方針・実現に向けた取り組みについて

### ■ 「基本理念」

区民や市民活動団体と区が協働して、  
多様な人々がともに支えあい、交流し、  
心豊かな住みやすい暮らしを実現する

平成28年12月策定の世田谷区本庁舎等整備基本構想に基本的方針の一つとして掲げた「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」。この方針に基いて設計された新庁舎は、特にエントランス部分に位置する大規模な区民交流スペースについて、設計段階の検討会では淡水と海水が交じり合い、多様な生物が共生し合う「汽水域」のように、多様な人々の共生の場になることが提案されました。

この区民交流スペースに加え、世田谷区民会館、広場、屋上庭園等も含めた区民利用施設全体を舞台とし、さまざまな区民、市民活動団体と区が共生して相互に影響を与え合いながら、多様な人々、一人ひとりが新たな縁を生み出し、交流して、心豊かな住みやすい暮らしを実現することをめざします。

## (2) 基本理念・方針・実現に向けた取り組みについて

### ■ 「基本方針」に関する意見（抜粋）

#### 【交流】

- 多様性を入れると良い。
- まずは人が自然に訪れる、日常的な流れを創り出すという視点。
- 「幅広い人に利用される場にする」「区民、職員、市民活動団体、地域団体などが相互につながりを生み出すことを促進する（仕組みを備える）」「区民が心地よく過ごせる場をつくり、次第に区民自身が場のづくり手となることを促進する」の要素を入れる。
- 多様な人々が多様に活用できる区民の「場・空間」が、新しい縁や楽しみを生み出していく。
- 協働の中で運営していくという概ねの方向性は出ており、それは行政の考え方ともずれていない。

#### 【文化・芸術】

- 文化・芸術を楽しむシビックホール。
- 区民92万人が利用者、または受益者であるような質の高い活動を目指し、「自ら提案し、交流をデザインする」という文化や慣習を培うことが大切

#### 【環境】

- 世田谷みどり33の旗艦拠点として、みどりの多面的機能や価値を共有し、推進する。
- みどりに限定せず、広く環境全般に対する課題解決への意欲を示すことが、より効果的。
- コモンのような従来型の業務委託・指定管理・管理協定とは異なる新たな仕組みを構想することが必要。
- みどりで多様な主体をつなぎ、住みやすい都市・世田谷をつくる戦略的拠点。

## (2) 基本理念・方針・実現に向けた取り組みについて

### ■ 「基本方針」

#### (1) 多様な人々の交流を促進する場をつくる

- 誰でも日常的に訪れることができる空間や事業を提供する。
- 区民や市民活動団体が運営に関わり、施設を積極的に利用して活動することで、区民自治に向けた共生・共助を促進する。
- 市民活動団体と区が協働した活動や、地域、教育機関、事業者、市民活動団体等と連携した取り組みを実施する。

#### (2) 文化・芸術によって暮らしを豊かにする

- 全区的な拠点として、世田谷区民会館で、区民の誰もが多様で創造的な文化・芸術にふれ、体験・参加し、親しむことができる機会を提供する。
- 区民や市民活動団体の文化・芸術活動を推進する。
- 世田谷の文化・芸術の魅力を発信し、地域の魅力向上に寄与する。

#### (3) みどりで多様な主体をつなぎ、心潤う環境をつくる

- 「世田谷みどり33」の拠点として、魅力ある緑化空間づくりと拡大に取り組み、みどり豊かで住みやすい「世田谷らしさ」のある風景の創出によって、環境課題の解決にも貢献する。
- 多様な人々がみどりを通して環境と調和する場を共に創り上げ、その多面的機能や価値を共有し、すべての持続可能性の基層である環境の保全に向けた意識を醸成する。

## (2) 基本理念・方針・実現に向けた取り組みについて

### ■ 「実現に向けた取り組み」に関する意見（抜粋）

#### 【全般】

- 「共生」＝「調和」して相互に影響を与え合いながら、ただ単に趣味の活動ではない取り組みが展開される場所であるという位置づけを盛り込んでいく。
- 施設が整い、実際に運営していく上で課題が発見されていくことも多いと思うので、段階的な目標設定は行わず、定期的に取り組むを見直しながら進めていくことはとても良いことだと考える。

#### 【運営組織】

- 施設を活用するさまざまなサービスと事業、持続的な運営を促進するメンター機能、区役所と市民活動を調整する機能を備える運営体制を構築することのできる事業者を組成する。
- 区・事業者の連携による一体的な運営
- 継続的に場所の価値を高める事業・運営を統括するためのアドバイザリーボードの創設により、多様な主体の活動・事業を適切な形で運営する。
- みどり化の拠点として育成のプロやボランティアでプロジェクトチームを作り、計画的に進める。
- 区民が主体的に管理に関わる共同管理のあり方として「コモン」というワードが出た。

#### 【つなぎ役】

- 区民コンシェルジュ。
- 区役所への来訪者、市民グループ、交流スペースなどを利用する人と区職員のマッチングを担う受付とコンシェルジュ機能を設置する。

## (2) 基本理念・方針・実現に向けた取り組みについて

### ■ 「実現に向けた取り組み」に関する意見（抜粋）

#### 【主体的にかかわる】

- 常に新しい人が入ってくことで、継続性のあるものになる。
- 区民が関わりやすい仕組みづくり、現状よりも多くの区民に利用してもらう工夫が必要である。
- 色々な人たちが一緒に時間をかけて、組織や人を育み、作る過程を楽しんで、途中で形を変えながら進んでよい。

#### 【空間づくり】

- 気軽に立ち寄れる、思い思いの時間を過ごせる居場所となるような空間づくりを行う。
- 区役所と市民のミーティングの場、学習や研修の場、ワークショップなどの場を運営する。

#### 【地域と連携する】

- エリアマネジメントとして、商店街、学校、図書館などとの連携する取り組みを推進する。

## (2) 基本理念・方針・実現に向けた取り組みについて

### ■ 「実現に向けた取り組み」

基本理念を達成するためには、「多様な人々が訪れ、交流する場をつくる」取り組みが求められます。

この取り組みを実現するためには、高齢者や障害者、外国人等、区民の誰もが関わりやすい仕組みの中で、一緒に時間を共有して、試行を重ねながら、組織や人を育み、進めていくことが必要です。

### (1) 区民、市民活動団体、区等が協働し、地域と連携する一体的な運営組織をつくる

- 区民や市民活動団体、区等が運営に参画し、地域と連携する組織を構築し、区民利用施設で実施する事業や活動に横断的に関わる。
- 施設全体への区民参画のあり方と併せて、緑化空間の持続的運営のための「グリーンコモン」(みどりを育む共同体)について検討し、試行する。

### (2) つなぎ役を設置する

- 地域の課題やニーズに応じ、区民、市民活動団体、区とのマッチング・交流など様々な案内や相談対応などを行う機能を試行する。
- 区民交流スペース等で、利用者同士が顔見知りになり、つながるためのつなぎ手としての役割を担うこともめざす。

## (2) 基本理念・方針・実現に向けた取り組みについて

### ■ 「実現に向けた取り組み」

#### (3) 区民が主体的に関わる事業を実施する

- 市民活動の持続的発展のため、新たに活動に参加する区民を増やすための普及事業を実施する。
- 誰もが参画・協働できる文化・芸術環境を整備していくために、区民参加の文化事業やワークショップ等を開催し、区民の主体的な活動の場を提供する。
- みどりを楽しむことが区民にとって習慣づけられ、みどりを増やす活動が区民に浸透するよう、「見て、楽しむ」だけでなく、「育み、活かす」事業の推進と定着化を図る。

#### (4) 誰もが使える、憩える空間をつくる

- 区民が気軽に立ち寄れる、思い思いの時間を過ごせる居場所となるような空間づくりを実施する。
- 区民同士や区民と区などのミーティング、学習や研修、ワークショップなど、多様な体験や新しい経験ができる場を提供する。
- イベントや展示など、さまざまな企画を試行し、文化・芸術振興の場、賑わいづくりの場としてのイメージを創出する。

#### (5) 地域と連携した事業を実施する

- エリアマネジメントとして、商店街、教育機関、図書館など、地域資源と連携した事業に取り組む。

## (3) 運営組織について

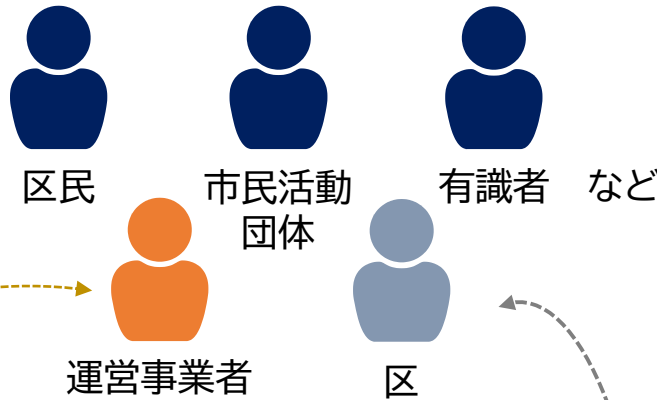


# (3) 運営組織について

## ■ 概要イメージ

### (仮称) 運営委員会

区、運営事業者、区民などが共に区民利用施設運営に携われる場



#### 役割

- 運営や利用についての協議
- 課題や改善事項についての協議
- 総合運営計画に基づく、区民利用施設の利用方針の策定



施設の運営や利用についての助言・指示

- 運営状況
- 事業実施状況
- 利用者の声 など

施設に関する  
報告

協議結果の  
反映指示

- 運用ルールの変更
- 運営の改善 など

### 区民利用施設運営組織

区民利用施設の貸館業務などを行う組織



区民利用施設の貸館業務を  
中心に行う運営者



使用ルール等を規定する  
区民利用施設担当所管課

### (3) 運営組織について

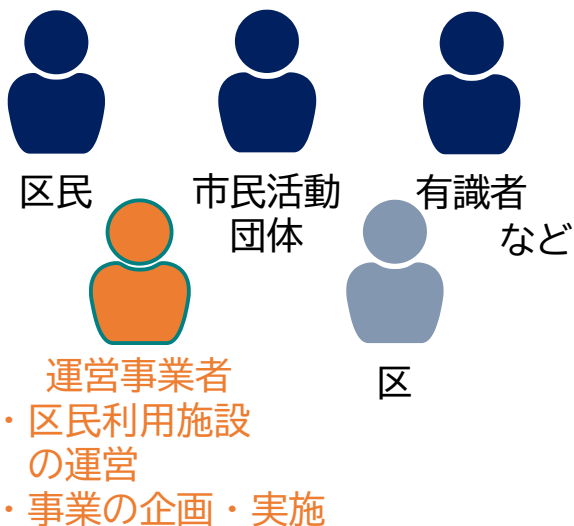
#### ■ 運営のパターン分け

		パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
運営委員会	施設の運営や利用についての助言・指示	○	○	○	○
	事業計画の策定	×	○	○	○
	事業の実施	×	○	×	×
	その他の役割	—	—	・ 提案された事業の選定 ・ 事業の実施先を探す	・ 事業内容の協議
運営事業者	貸館業務	○	○	○	○
	事業の企画・実施	○	×	×	○
事業実施主体		運営事業者	運営委員会	市民活動団体や個人、ボランティア、民間など	運営事業者
区民参加の方法		・ 運営委員会 ・ 運営事業者	・ 運営委員会 ・ 一部の運営	・ 運営委員会 ・ 事業の実施・提案	・ 運営委員会 ・ 事業の一部協力

# (3) 運営組織について

## ■ 令和7年度以降の区民利用施設の運営（パターン①）

### (仮称) 運営委員会



### 役割

- ・ 運営や利用についての協議
- ・ 課題や改善事項についての協議
- ・ 総合運営計画に基づく、区民利用施設の利用方針の策定

運営事業者として協働し、施設運営に参加していただく

### ● 運営形態

※複数の形態が想定されます

パターンA	法人化された区民組織 (1事業者)	→ すべての区民利用施設を運営
パターンB	法人化された区民組織 (複数の事業者)	→ それぞれの区民利用施設を運営
パターンC	事業者	→ 貸館業務など区民利用施設の共通業務を担う
	法人化された区民組織	→ 事業者から委託され、つなぎ役など、特色ある業務を運営

### (3) 運営組織について

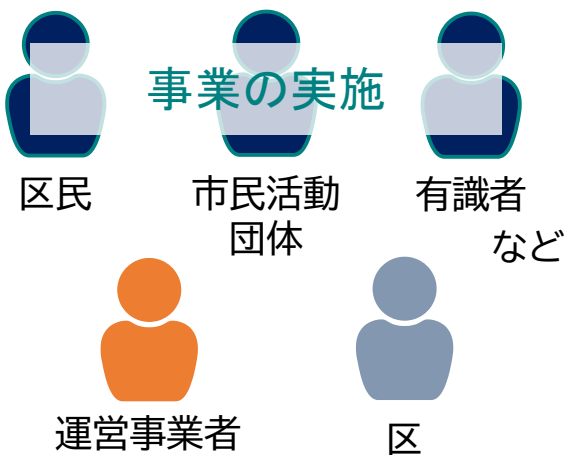
#### ■ 運営のパターン分け

		パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
運営委員会	施設の運営や利用についての助言・指示	○	○	○	○
	事業計画の策定	×	○	○	○
	事業の実施	×	○	×	×
	その他の役割	—	—	・ 提案された事業の選定 ・ 事業の実施先を探す	・ 事業内容の協議
運営事業者	貸館業務	○	○	○	○
	事業の企画・実施	○	×	×	○
事業実施主体		運営事業者	運営委員会	市民活動団体や個人、ボランティア、民間など	運営事業者
区民参加の方法		・ 運営委員会 ・ 運営事業者	・ 運営委員会 ・ 一部の運営	・ 運営委員会 ・ 事業の実施・提案	・ 運営委員会 ・ 事業の一部協力

# (3) 運営組織について

## ■ 令和7年度以降の区民利用施設の運営（パターン②）

### (仮称) 運営委員会



・すべての区民利用施設の貸館業務

#### 役割

- 運営や利用についての協議
- 課題や改善事項についての協議
- 総合運営計画に基づく、区民利用施設の利用方針の策定
- **事業計画の策定**
- **事業計画に基づく事業の実施**

運営委員会内の委員が実行委員として事業を打ち出せる

一部の業務を依頼 ↓ ↑ 一部の業務の実施



#### 役割

- 一部の運営業務の実施  
運営業務例：区民交流スペースの受付・相談

施設運営にも参加していただく

### (3) 運営組織について

#### ■ 運営のパターン分け

		パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
運営委員会	施設の運営や利用についての助言・指示	○	○	○	○
	事業計画の策定	×	○	○	○
	事業の実施	×	○	×	×
	その他の役割	—	—	・ 提案された事業の選定 ・ 事業の実施先を探す	・ 事業内容の協議
運営事業者	貸館業務	○	○	○	○
	事業の企画・実施	○	×	×	○
事業実施主体		運営事業者	運営委員会	市民活動団体や個人、ボランティア、民間など	運営事業者
区民参加の方法		・ 運営委員会 ・ 運営事業者	・ 運営委員会 ・ 一部の運営	・ 運営委員会 ・ 事業の実施・提案	・ 運営委員会 ・ 事業の一部協力

# (3) 運営組織について

## ■ 令和7年度以降の区民利用施設の運営（パターン③）

### (仮称) 運営委員会

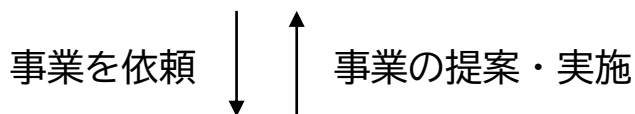


#### 役割

- 運営や利用についての協議
- 課題や改善事項についての協議
- 総合運営計画に基づく、区民利用施設の利用方針の策定
- 事業計画の策定
- 市民活動団体などからの事業提案の選定
- 事業計画に基づく事業の実施依頼

運営委員会は事業の実施ではなく、事業計画に基づいた事業を企画し、実施先の検討まで行う

事業の提案も受け、施設の利用方針に合致しているか運営委員会で審議する



#### 役割

- 事業の実施
  - 事業の提案
- 事業例：子育て講座、読み聞かせなど

事業単位で受託

### (3) 運営組織について

#### ■ 運営のパターン分け

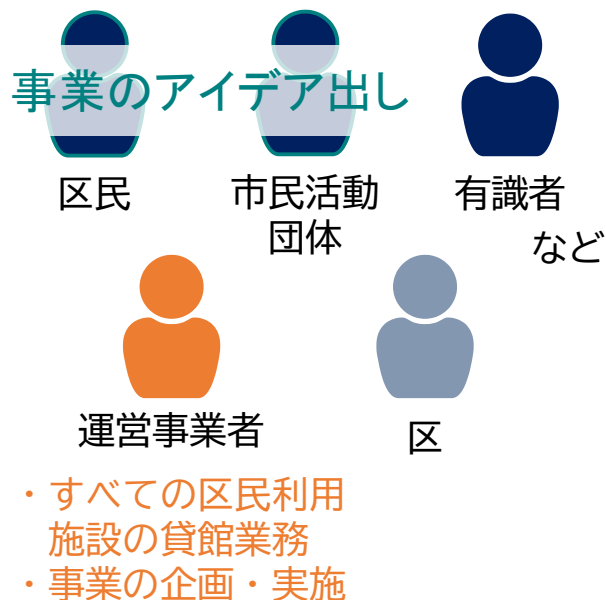
		パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
運営委員会	施設の運営や利用についての助言・指示	○	○	○	○
	事業計画の策定	×	○	○	○
	事業の実施	×	○	×	×
	その他の役割	—	—	・ 提案された事業の選定 ・ 事業の実施先を探す	・ 事業内容の協議
運営事業者	貸館業務	○	○	○	○
	事業の企画・実施	○	×	×	○
事業実施主体		運営事業者	運営委員会	市民活動団体や個人、ボランティア、民間など	運営事業者
区民参加の方法		・ 運営委員会 ・ 運営事業者	・ 運営委員会 ・ 一部の運営	・ 運営委員会 ・ 事業の実施・提案	・ 運営委員会 ・ 事業の一部協力



# (3) 運営組織について

## ■ 令和7年度以降の区民利用施設の運営（パターン④）

### (仮称) 運営委員会



#### 役割

- 運営や利用についての協議
- 課題や改善事項についての協議
- 総合運営計画に基づく、区民利用施設の利用方針の策定
- 事業計画の策定**
- 事業内容の協議**

運営委員会は事業のアイデア出しを行い、実際に事業を実施するのは運営事業者

運営事業者が事業の企画書を運営委員会に提出し、内容について協議する

事業における協力を依頼 ↓ ↑ 事業への協力



#### 役割

- 事業のボランティア
- 事業のサポーター

必要に応じて、事業ごとに区民参加を呼びかける

## (3) 運営組織について

### ■ 意見交換

他のパターンも想定されます

- － パターン①とパターン②のこの部分を組み合わせる
- － パターン③のこの部分だけ違和感がある
- － パターン④には、もっと違う区民参加の方法があるのでは

その他にも全体を通して色々な視点があります

- －「新しい人が常に参加でき、多様な人が関わる」ためには
- －「施設の一体運用に必要な運営事業者の役割」は
- －「かかわる人、団体等」はどのような人や団体か

イメージを現実的なものにしていくために、各委員のお考えをお聞かせください

# (3) 運営組織について

再掲

## ■ 運営のパターン分け

		パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
運営委員会	施設の運営や利用についての助言・指示	○	○	○	○
	事業計画の策定	×	○	○	○
	事業の実施	×	○	×	×
	その他の役割	—	—	・提案された事業の選定 ・事業の実施先を探す	・事業内容の協議
運営事業者	貸館業務	○	○	○	○
	事業の企画・実施	○	×	×	○
事業実施主体		運営事業者	運営委員会	市民活動団体や個人、ボランティア、民間など	運営事業者
区民参加の方法		・運営委員会 ・運営事業者	・運営委員会 ・一部の運営	・運営委員会 ・事業の実施・提案	・運営委員会 ・事業の一部協力

# (4) 第2回ワークショップ 結果報告

# (4) 第2回ワークショップ 結果報告

## ■第2回ワークショップ開催概要

項目	内容
開催日程	令和4（2022）年11月5日（土）14時～16時
開催場所	世田谷区役所 第3庁舎3階 ブライトホール
テーマ	「いつでも使いやすい」を考えよう
参加人数	中学生～70代までの区民20名
傍聴	4名（検討委員2名、一般希望2名）
募集方法	①区ホームページ、区のおしらせによる周知 ②無作為抽出した1,150名への周知 ③区内青少年交流センターへの周知 ④区内学校への周知

# (4) 第2回ワークショップ 結果報告

## ■第2回ワークショップのテーマについて

第3回検討委員会でいただいたご意見を受けて、テーマを当初予定していた「幅広い利用に対応できるルールを考えよう」から変更し、「『いつでも使いやすい』を考えよう」としました。  
下記の4グループに分かれ、ワールドカフェ形式で実施しました。

広場の「日常」

区民交流スペースの  
「日常」

広場の「非日常」

区民交流スペースの  
「非日常」

第一回ワークショップで出たイベントや過ごし方のアイデアをより具体化し、そのために必要なこと（備品、ルール、運営体制、団体等）を検討していただきました。

# (4) 第2回ワークショップ 結果報告

## ■第2回ワークショップのご意見（抜粋）

### 広場の日常

ラウンド1：どのあたりで、誰が、いつ、どんな時間を過ごしていますか？	ラウンド2：ラウンド1の過ごし方を実現するために何が必要ですか？
小さな子どもが危なくなく集える場	遊具や施設はあるが、ごちゃごちゃしていないゆったりしたスペース
保育園（赤ちゃん）のお散歩遊び	
キッチンカーでランチを買う	電源コンセント（キッチンカーや音楽プレーヤー用）
日陰に沢山の人が休めるようなベンチで休憩	桜の木、イチヨウの木を設置

### 広場の非日常

ラウンド1：どのあたりで、いつ、どんなイベントをしますか？	ラウンド2：ラウンド1のイベントを実現するために何が必要ですか？
大道芸などの区民+αでの発表	地域住民とのコミュニケーション
月に1回古着バザー	イベント運営サークル、ボランティア
音楽鑑賞会（いろんなジャンル）	音楽鑑賞会の時、椅子を区民交流スペースから借りる
秋ごろに広場全体を使って文化祭的なもの	出店スペースの整備（テントなど）

# (4) 第2回ワークショップ 結果報告

## ■第2回ワークショップのご意見（抜粋）

### 区民交流スペースの日常

ラウンド1：どのあたりで、誰が、いつ、どんな時間を過ごしていますか？	ラウンド2：ラウンド1の過ごし方を実現するために何が必要ですか？
長い間利用できる勉強スペース	強いWi-Fiをつける
屋内スポーツのできるスペース	荷物を入れるロッカー
不登校の児童、学生の寺子屋	交換日記（悩みとか勉強について）
区で開催される会議の後に参加者が交流できる	水道・排水設備をつくる

### 区民交流スペースの非日常

ラウンド1：どのあたりで、いつ、どんなイベントをしますか？	ラウンド2：ラウンド1のイベントを実現するために何が必要ですか？
月1でライブ舞台を用意する 軽音、吹奏楽など	区民会館から譜面台を借りられるようにする
年2回、ミニゲームショー	仕切りにもなるスクリーン
秋にアートの展示	個人団体が開催する際、集客しやすいサポート
月1で企業を呼んで試食・試飲会	イベントには産・官・学の連携の運営委員会を設置



## (5) 第3回ワークショップ検討内容

# (5) 第3回ワークショップの検討内容

再掲

## ■全3回のワークショップのテーマについて

回数	時期	テーマ	総合運営計画
第1回	令和4年 9月11日	新施設でやりたい事業・活動を考えよう …現在の施設計画をもとに、新しい施設（区民会館、区民交流スペース、広場、屋上）でやりたい事業・活動を考える	事業及び活動計画 （広報・規則等含む）
第2回	11月5日	「いつでも使いやすい」を考えよう …第1回の検討を踏まえ、広場と区民交流スペースの日常（ケ）と非日常（ハレ）の利用イメージを話し合い、いつでも使いやすい施設のあり方を考える	事業及び活動計画 （広報・規則等含む）
第3回	令和5年 1月22日	新施設開館後の関わり方を考えよう …区民会館開館後や全体開業までの間や全体開業後、区民の方々がどのように施設に関わりたいかを考える	組織運営計画

※場所は全3回世田谷区役所 第三庁舎3階ブライトホール

# (5) 第3回ワークショップの検討内容

## ■傍聴のお願い

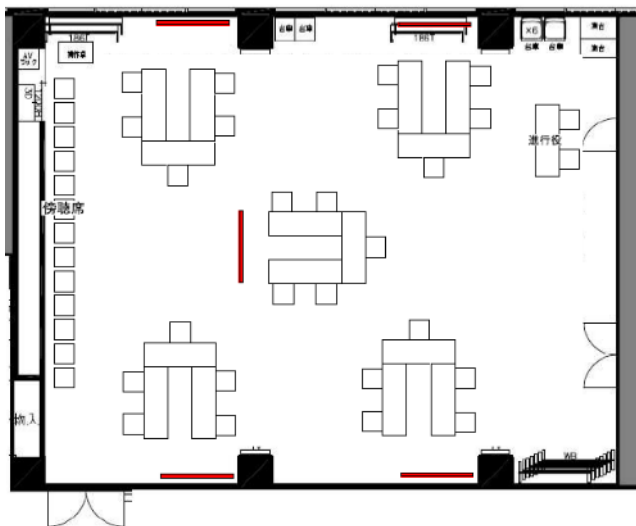
傍聴席を設けますので、ぜひご参加ください

### 第3回 ワークショップ

日時：令和5年1月22日（日）14時～16時

※開場13時30分

場所：世田谷区役所 第三庁舎3階 ブライトホール



5人×5グループの  
計25名が参加します

入退館の事前申請を行いますので、  
出席される場合は  
12月27日（火）までに  
事務局にご連絡ください

## (6) 第5回検討委員会ご案内

## (6) 第5回検討委員会ご案内

---

日時：令和5年2月27日（月）

会場：世田谷区役所第一庁舎 庁議室

時間：18：30～20：30（予定）

議題：

- ・ 第4回検討委員会の振り返り
- ・ 総合運営計画の素案について
- ・ 第3回ワークショップの結果報告